

2023年6月24日

一般財団法人 くまもとSDGs推進財団 2023年度第1回臨時理事会議事録

当財団定款第48条第1項に基づき次のとおり、議事録を作成する。

1. 開催日時	2023年6月24日 土曜日 17:30 ~					
2. 会場	財団事務所（熊本県商工会館内）					
3出席者	職	氏名	出席確認欄			
	代表理事	徳永伸介	出席	・ WEB出席 ・ 欠席		
	副理事	西原明優	出席	・ WEB出席 ・ 欠席		
	執行理事	原 育美	出席	・ WEB出席 ・ 欠席		
	執行理事	藤田可奈子	出席	・ WEB出席 ・ 欠席		
	執行理事	山口久臣	出席	・ WEB出席 ・ 欠席		
	理事	成尾雅貴	出席	・ WEB出席 ・ 欠席		
	理事	大森眞樹	出席	・ WEB出席 ・ 欠席		
	理事	明石祥子	出席	・ WEB出席 ・ 欠席		
	監事	福井雄一郎	出席	・ WEB出席 ・ 欠席		
(本日出席 6人/8人) 定足数は理事の過半数(定款第45条)				途中退席		
4. 議題等						
第1号議案：代表理事及び業務執行理事の選任について (定款第31条第2項及び第41条第1講第3号) 兼ねて副代表理事の選定について (定款第31条第3項：改正定款による)						
第2号議案：顧問の解任について(定款第39条第3項)						
第3号議案：2023年度事業計画に基づく收支予算案について (定款第41条第1項第1号)						
第4号議案：規程の制定及び変更について(定款第41条第1項第5号)						
その他：						
5. 配布資料						
・2023年度第1回臨時理事会議案書						

6. 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

定款第45条では、「理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。」とあるが、今回の臨時理事会は、理事8名のうち5名（大森氏は第2号議案より出席）が出席をしていることから、定足数を満たし成立することを確認した。

(2) 開会

代表理事成尾雅貴が開会を宣言した。

(3) 議事及び議事録署名について

定款第44条の規定に基づき議長は代表理事が務める。

議事録署名人はまた定款第48条の規定に基づき、代表理事及び監事とし、議案の審議に移った。

○審議事項

第1号議案 代表理事及び業務執行理事の選任について

(定款第31条第2項及び第41条第1項第3号)

兼ねて副代表理事の選定について

(定款第31条第3項：改正定款による)

議案書に基づき成尾代表理事より説明が行われた。

先ず代表理事の選任について、徳永理事となることについて評決が行われ、出席理事全員の賛成により、可決承認された。欠席の理事についても事前の内諾を得ている旨説明があった。

続いて業務執行理事、副代表理事について、徳永新代表理事（案）について提案をして良いかを諮ったところ、全員一致で承認されたため、別紙（案）が配布され、徳永新代表理事より案の説明が行われた。

- ・業務執行理事・役職については意思確認、個別に意見・要望を伺い、現状のバランス等を考慮して起案した。
- ・先ずは我々がしっかりと事業を遂行すること、県民に対して社会課題解決というSDGs推進を担っていくことがコミュニティ財団に与えられた役割であるとの認識していただきたい。
- ・この案は個別の要望と違う点もあるかと思うが、事業をしっかりと進めていく体制をまずは作りたいと考えたため。
- ・成尾前代表理事は、これまでかなり負担が大きかった。新しい体制では、管理機能を事務局長として担ってもらい、代表理事としての経験を活かしてこちらの事務所でサポートしてもらいたい、また法人管理業務を引き続きお願い

②

したいと考えている。

- 副代表理事については、これまで複数名であって、役割分担は宙に浮いたようになっていたと個人的に感じている。今期は事業を複数動かしていきたいと考えており、副代表理事については専任としてしっかりと担っていただけの方にお願いしたい。できれば1名に絞って選任したい。
業務執行理事との兼任になると業務過多となる。
そのようなことを考慮し、幼稚園の経営等もされている西原理事に副代表理事をお願いしたいと考えている。
- この後に評議員会で審議されることとなる規定も踏まえ、コンプライアンス規定等も副代表理事に担っていただければと考えている。

【質疑・意見等】

- 成尾代表理事より私は管理業務を受託するという立場で理事が良いのか、業務執行理事が良いのかは、私自身は判断がつかないとの発言があった。
- 原理事より、専務理事と事務局長の違いについて質問があり、成尾代表理事より専務理事は財団業務全般について整理をし、代表理事・副代表理事に上げることが役割で専従していなければ難しい。一方事務局長は財団の管理業務を受け、加えて法人経理のみを行うこととしている。それぞれの事業について事務は有料で扱えるとして受託することは客かではないとの説明があった。
- 藤田理事より、事務局長と理事の兼任について、以前チャットワークで発言したが、事務局長の業務の責任の範囲が非常に大きくなることを懸念しており、成尾代表理事が今後事務局長となるのであれば、理事との兼任はしない方が望ましいのではないかと考えている。また自身は副代表理事として立候補したいと考えているとの発言があった。
- これに対し、成尾代表理事より、理事改選については第一回通常理事会にて、藤田理事自身も原案のとおり評議員会に提案することを賛成した。その上で、先程の定時評議員会では理事について決定されているので、この場でそのように発言するということは、前回の理事会で賛成され、評議員会で決まったことを本日の理事会で反対するということだと受け止めているがその理解で宜しいかとの確認があった。
- これに対して藤田理事より反対するという趣旨で良いとの発言があった。
- 福井監事より、藤田理事は、理事と事務局長の兼任に問題があると考えているのであれば、事務局長という肩書に反対というご意見ですか？理事が確定しているということならば、事務局長を外すべきということですか？
成尾代表理事が行う事務局業務は扱えるとして行うということでしょうか？
あえて財団の事務局長を名乗る必要があるのか？との質問があった。
また、あえるとしての活動なのか、事務局としての活動なのかは分ける必要が

あるのではないかと考えている。

㈱あえるが事務局として行なうのであれば、㈱あえるの代表取締役としてでも良いのではないか？との意見があった。

- ・これに対して成尾理事より、皆さんに決めていただければそれで良いとの発言があった。
- ・矢田監事より経理規定は新たに事務局長という表現があるが、そことの整合性を今回提案している案とどのように整理するかは、この限られた時間では難しいのではないかとの意見があった。
- ・成尾代表理事より、自身が理事になることについては先ほどの評議員会でも決議されていることであるため、議長権限として藤田理事の提案については却下する旨の発言があった。事務局長については、ペンドィングしたいとの発言があった。

次に藤田理事が副代表として立候補するという提案がなされたため、徳永代表理事からの新役員の提案について、個別に採決が採られることとなった。

- ① 明石氏 理事について ⇒ 評議員会にて承認済
- ② 大森氏 理事について ⇒ 評議員会にて承認済
- ③ 徳永氏 代表理事について ⇒ すでに全員賛成にて可決承認済
- ④ 成尾氏 理事について ⇒ 評議員会にて承認済
※事務局長については継続協議となる
- ⑤ 西原氏 業務執行理事兼副代表理事 ⇒ 賛成多数にて可決承認
- ⑥ 原氏 業務執行理事について ⇒ 賛成多数にて可決承認
- ⑦ 藤田氏 業務執行理事について ⇒ 賛成多数にて可決承認
藤田氏 副代表理事について ⇒ 反対多数にて否決
- ⑧ 山口氏 業務執行理事について ⇒ 賛成多数にて可決承認

この後、理事・幹事は引き続き定時評議員会に戻り、徳永新代表理事より新しい理事の役職についての報告を行った。

※定時評議員会が終了し、新しい理事・監事にて臨時理事会を開催。
これから先の議長は徳永新代表理事が行うこととなった。

6. 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

定款第45条では、「理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。」とあるが、今回の臨時理事会は、理事8名のうち5名（大森氏は第2号議案より出席）が出席をしていることから、定足数を満たし成立することを確認した。

(2) 開会

新代表理事徳永伸介が開会を宣言した。

(3) 議事及び議事録署名について

定款第44条の規定に基づき議長は代表理事が務める。
議事録署名人はまた定款第48条第2項の規定に基づき、新旧代表理事及び監事とし、議案の審議に移った。

第2号議案 顧問の解任について（定款第39条第3項）

議案書に基づき、議長及び成尾前代表理事より説明が行われた。

- ・大住氏、歌岡氏、田上氏、宮北氏4名の方へのこれまでの御礼及び解任のお知らせについては、原理事より連絡を行うこととなった。

その後採決が行われ、出席理事全員賛成にて可決承認された。

**第3号議案 2023年度事業計画に基づく収支予算案について
(定款第41条第1項第1号)**

議案書に基づき徳永代表理事より説明。

この件は先の通常総会で承認された事業計画に基づき、単年度予算であることを前提に本年度の収支予算案について、各事業実施責任者に改めて予算措置を精査してもらいました。

尚、矢田監事より指摘のあった休眠預金事業については、採択前のため、事業別収支予算案では数字を計上していません。後日必要に応じて予算化したいと考えています。

【事業収支予算案について】

徳永代表理事より

- ・社会的弱者応援事業①・熊本災害基金②・大地を守るふるさとの森事業③については、基金を立ち上げるが、助成金の支払いは本年度は①のみ行う予定のため、②③については次年度に行うこととしているため、支払い助成金は0とな

っている。

管理費は20%、これが財団の財源になる。

寄付目標は事業担当者と協議し修正を行っている。(受取寄付金が本年度の目標金額)

万
尾

成尾理事より法人会計について説明

- 旅費交通費として400千円を予算として計上しているが、これは執行役員会や理事会等の開催時に@2,200円を交通費として支払うという規定に基づくもの。ただし、現時点では使えるお金は年間予算1,716千円のうち半分程度しかない。旅費の規定は「予算の範囲内で支給することができる」となっているので、この費用については年度末まで待っていただき、寄付がきちんと集まって、管理費に戴けるようになった場合に精算とさせていただきたい。
- 財政状況は非常に厳しいということを皆さんにもご理解いただきたい。
- 矢田監事より、休眠預金事業などが取れるようになったときに補正予算を組んだ方が良いとの助言をいただいている。

【質疑・意見等】

- 原理事より、未来ネットの理事会にて、井上氏より私募債の送還をここ数か月中に実施したいとの話があった。これまでの積立金が来月満期になり、返還ができる。その際に新しいエネルギー事業をSDGs推進財団と一緒に始めるということを伝え、私募債のお金を使わなければ新しいエネルギー事業に戴けるとありがたいという文書を付けたいとのことだった。

その際に財団としてそのお金を受け入れる口座があるかをお聞きしたいとのお尋ねがあった。

- これに対して成尾理事より、財団には口座が既にあるので、指定の寄付ならば基金のあるなしに関わらず受け入れ可能であり、この話が脱炭素の地域づくり事業になる話であれば、事業実施責任者の原理事の方で進めていっていただければよいと思う。

銀行口座を作ることというより、財団として基金を立ち上げるために基金を受け入れるための要綱を作ることが肝要との説明があった。

- 藤田理事より、口座の件についてお尋ねがあり、成尾理事より評議員会資料P13記載の通り、普通口座3つ、定期預金1つであるとの説明があった。

藤田理事より、休眠預金を申請すると採択された場合に、専用の口座が指定されると聞いていたため、口座を増やすことが可能なのかを確認したいとの質問があった。

これに対し成尾理事より、現状3つの普通口座があるがゆえに、決算業務が煩雑になっているため、これを1本化したい、その際は既存口座に空きが出るので、それを休眠預金の専用口座に使うことも、別途新しい口座を作ることも可能。また振込手数料が民間銀行は高いので、郵貯の口座を一つ作っておくということも利便性の面から検討はと考えているが、これについては今後会計

責任者等の指名を戴ければ、経理責任者や代表理事と相談の上決めていければとの発言があった。

その後採決を求め、出席理事全員の賛成により可決承認された。

第4号議案 規程の制定及び変更について (定款第41条第1項第5号)

議案書に基づき、徳永代表理事より説明が行われた。

- ・グーグルドライブにて先日事前に皆さんにも確認できるようにしており、変更修正のご意見を反映したもの。その中でまた修正等のご意見があればお願ひします。
- ・他のコミュニティ財団にお聞きしたところ、隨時修正を行い運営実態に合わせているとのこと。
- ・当財団は長野のものがベースになっており、このような修正は今後も必要に応じてしていくことになると考えている。

【質疑・意見等】

- ・修正ではなく「改正」では? (原理事)
- ・改正について、矢田先生や他の方々からのご意見をすべて反映したものになっている。なお、一部の規程や細則では執行役員会の決議によるという成尾案のままになっている。

これは執行役員会が理事会に代わって決議をするという内容になっており、それを本日の理事会で決議するということであり、それをご理解いただいたうえで審議していただきたい。(成尾理事)

- ・組織の場合は、この程度であれば、ここでということが決められており、バランスをとるという観点からも、定款、規定、規則、細則等どこで決めるかということ。すべてのことを本部で決めるとなると、実務がスムーズにいかない。
(徳永代表理事)

その後採決を求め、出席理事全員の賛成により可決承認された。

5. その他

1. 規程に基づく役職者の選任について

議案書に基づき、徳永代表理事より説明。

- ・副理事長 ⇒ 副代表理事に修正

【質疑・意見等】

- 成尾理事より、先程の臨時理事会の協議では事務局長についてはペンディングとなっているため、印章管理者の担当者の事務局長は横棒を引かせていただく。ただし根拠となる規定では代表理事が指名するということになっているので、後日代表理事がしかるべきポストの人にとって指名されれば良いかと思うとの発言があった。
- 原理事より、印章は事務局で管理（常駐している人が管理）しなければ必要な時に事務が行えないのでは？との意見があった。
- 成尾理事よりこの4つの担当の中で、理事会において選任となっているのは、コンプライアンス担当理事だけなので、これを理事会で諮るということで、いずれにしても印章管理者は代表理事が指名するということで宜しいのではとの意見があった。

徳永代表理事より、印章管理者及び経理責任者は、後日代表理事が指名することとし、コンプライアンス担当理事は、提案の通り副代表理事とするということで採決を求め、出席理事多数の賛成により可決承認された。

2. 今年度の執行役員会、理事会の予定について

議案に基づき徳永代表理事より説明。

- 昨年度までは3月末では理事会を開催していなかったが、定款等を確認すると本来は次年度の事業計画及び収支計画を検討しておく必要があったことが分かったため、3月末に理事会を開催したいと考えている。
⇒ 3月30日は理事各位の日程調整が難しいため、23日に変更することとする。これに伴い、事前の執行役員会も3月20日から3月6日とすることになった。

【質疑・意見等】

- 執行役員会については、この予定の他必要に応じて開催するが、業務執行により注力できる時間や地域の方との情報共有の時間に多く割きたいと考えており、円卓会議などを開催する際は、理事の皆さんの協力も必要になってくるので、執行役員会の頻度はこれまでよりも少なくしたいと考えている。（徳永代表理事）
- 補足させていただくと、上記は徳永代表理事の考えでもあるが、執行役員会運営規則第6条附議事項に記載されている項目が執行役員会で諮られるべきということで、これまで定例的に執行役員会を開催しなければという思いからこのような進め方になってしまったことについては反省している。一方で

は山口理事より経営計画を立てなければということを再三提案していただいていたので、執行委員会案件として執行役員会を行っていたと弁解をさせてください。(成尾理事)

- ・今日の評議員会でそれぞれの事業計画について報告されたので、本年度からはそれぞれの業務執行理事が責任をもって事業を進めていくことになると思うが、その内容について他の執行役員の方に諮る必要はないか？(原理事)
- ・報告内容であればチャットワークで皆さんに諮るということになる。(徳永代表理事)
- ・皆さんとは具体的には誰を指すのか？私の理解では、代表理事と副代表理事、それに業務執行責任者と担当者の間で良いと思っている。(成尾理事)
- ・執行役員会で協議する内容は理事会に向けての附議事項であり、それ以外に関しては代表理事と副代表理事が、特に代表理事は必ず関わって、一人の判断にならないように進めていきたいと考えている。(徳永代表理事)
- ・事業計画ではふるさとの森事業は8月に基金を立ち上げる予定になっているが、次の執行役員会は11月で、それまでは他の執行役員に意見を聞く機会はなく、チャットワーク等で報告するだけということという理解で良いか。これまでは何事も話し合ってきたので確認でお聞きしている。これまでの意識を変えないといけないので。(原理事)
- ・執行役員会はこれ以外に開催しないということではない。理事会開催のために最低のスケジュールを押さえてほしいということでこの日程を挙げているということ。執行役員会の規定に基づき、執行役員の皆様で会を開催すれば宜しいのではないか。(成尾理事)
- ・評議員からも勉強会の話等もあってるので、執行役員会はこれまでとは違う形で開催していくことになると思っている。(徳永代表理事)

その後採決を求め、一部日程を修正のうえ、出席理事全員の賛成により可決承認された。

3. 藤田理事からの提案について

徳永理事より、藤田理事から職務権限に関する規程の提案があつて。従来であれば執行役員会運営規則に基づき、事前に執行役員会で協議の上、理事会に諮る事柄ではあるものの、福井監事に確認をしたところ、「招集通知に記載されていない当日の席上理事から提出された議題を審議・決議しても差し支えない」旨の助言をいただいているので、ここで審議を行ってもいいか、確認させてください。

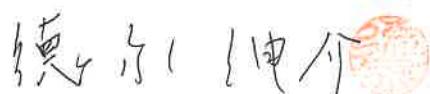
成尾理事より、事前にお知らせしていたが、本日 19 時までには事務所を締めなくてはならず、私がいなくて（出席できなくてもの意）も、大森理事を加えれば（徳永、原、西原、藤田に加え）理事過半数に達するので、臨時理事会は継続できるのではないかと思うので、必要であれば場所を移して審議に入つてほしいとの提案があり、理事会が一旦中断したが、大森理事と西原理事も所用があり退席することとなつたため、理事会としての定足数を満たすことができなくなつたことからを藤田理事からの提案については、審議に入ることなく、臨時理事会は終了した。

議事録署名

定款第 48 条第 2 項に基づき、出席者代表理事及び監事が、記名押印する。

なお、議題審議が、評議員会の終了前と終了後になったことから、新旧双方の代表理事が署名することとする。

署名欄 代表理事



監 事



監 事



以上